

2006年5月9日

武庫川流域委員会委員長 松本 誠 様

委員 岡田 隆

流域委員会の運営については、多大なご尽力をいただき、ありがとうございます。

第40回流域委員会(5/2)では、基本高水流量及び整備計画の問題点について、多くの議論が展開されましたが、出席者の努力にもかかわらず、期待された成果を十分に得られなかったと言わざるを得ない状況となりました。

次回委員会(5/12)も同様の議題について更に議論が進められる予定ですが、前回時間的な制約等により、充分意見を述べられなかった点について、再度意見書を提出します。

基本高水流量の設定について

1. 基本高水のピーク流量として提案された4,000と4,700は何れも100年確率流量として認められたものである。どちらを採用すべきかは、それを妥当とする理由を元に個人の総合的な判断によるしかなく、どちらが正しいと言うことはいえない。

2. 現在の雨量確率方式により基本高水を決める根拠となった雨量は、実際降雨量でなく実雨量の数値を100年確率雨量に引き伸ばしたものが使われており、引き伸ばしによる降雨波形の変形等による影響の調整が十分になされていない。

3. 専門家の間でも、基本高水の算出について統一された意見があるとはいえない。この流域委員会の中でさえ意見は分かれている。そのような状態で、これまでの経過を踏まえた各委員の主観について、それを単純に間違いとはいえないのが現状である。

4. これまでに発表された、武庫川の治水計画検討業務報告(H15.3月)によっても、流量確率手法による結果では3,404～4546(Rsa=0)、2943～3755(Rsa=75)、3424～4506(Rsa 相関式) [全て流域が飽和状態]の3通りの結果が示されている。何れも最大、最少の差は1,000以上の開きがある。(雨量確率手法では、引伸し倍率によって、もっと大きい開きがある。)こうした結果から見れば、4,000と4,700との差は、実際には誤差範囲といわれる範囲内のものであると考える。

5. 何れを取るかについては、河川管理者側には、過去の基本高水の数値(4,800)に引きずられて、既に長年継承されてきた数値に近づけたいという考え方が強く働いていると思われる。また一方住民側の中には、新規治水ようダムを本流に建設することに対する拒否反应的な考えが働いていることも、ある程度推測される。

6. 現在のように、地球環境の変化に伴う異常気象が懸念されている状況下では、基本高水の推計値の誤差は更に広がるであろう。

7. 基本高水は河川整備計画が達成された時点で、見直し、再設定すべきである。

4,000も4,700もその時点までに治水計画として達成が不可能であることは、誰の目にも明らかであり、それを設定しても単なる理念上の目標に過ぎず、実際的な効果は殆どな

い。現在基本高水流量より重要なのは、超過洪水対策としてどの程度の流量（具体的には各地点での水位）を幾らに設定するかということである。

河川整備計画について

1. 第40回流域委員会で河川管理者より提示された河川整備計画の目標値は（資料2-9）に示されている。このうち洪水調節分担当には、青野ダム・遊水池・新規ダムの施設は含まれているが、従来検討されてきた既設ダム（利水ダム）の活用については、青野ダム以外の利水専用ダム等（千苅・丸山・山田その他）について、考慮された結果が見られないのは非常に残念である。利水ダムの転用については河川管理者もその可能性についてかなりの資料整備や検討も加えてきた上、流域委員会でも色々と議論を重ねてきた。資料2-9付表を見ると、その努力が全く生かされていない感じを受ける。人口減少・節水技術の開発等によって、上水道の使用量は各自治体とも減少傾向が続き、淀川水系に計画された新規利水ダムの利用は各自治体から見直しの動きが顕在化しており、武庫川流域でも同じ状況が進行している。

利水ダムの治水転用は国交省でも具体的に示唆している現状であるのに、これに一顧も与えない態度は、新規ダムには多少の困難があっても取り組むが、利水ダムは最初から実現不可能と投げ出した態度としかみられない。各自治体との折衝等今までなかったハードルがあっても、今後30年の整備計画の間に実現不可能と結論づけるのは適切な対応とは考えられない。技術的な能力・新規ダム建設費を利水ダムに転用することの可能性・計画検討期間等、どれを取っても解決不可能という予測は立てられない。また、新規ダムの建設費300億円は、事業採択年度H5の事業費290億円よりも僅かの増額であり、今後仮にダム建設が決定されても到底この予算では実行不可能と思われる。一般にダム建設費は予算より2倍程度増額になるのは、従来の例からみれば決して珍しいことではない。更に環境アセスの費用などは、新河川法施行以前の予算には全く含まれていない筈である。表中の事業費は再検討を必要とする。利水ダムの治水への転用については流域委員会としても、この問題の実現のために、河川管理者が今後全力を尽くすことを提案すべきだと考える。

2. 第40回流域委員会資料2-9付表によると、流域対策後の流量約3700~4,000（下流域）の数値は、従来の工事实施基本計画（全体計画）の進捗度を参考にすると、とても実現できるとは考えられない。現在実施中の広域基幹河川回収事業の計画規模（下流域）は、甲武橋基準点で2,500m³/sとなっている。この事業の着工開始はS62(1987)年であり、完成予定年度はH30(2018)となっており、この間約30年が必要となっている。計画規模が1/17の事業達成に必要な時間のうち既に20年近くが経過している。このペースで行くなら仮に2006年に整備計画が設定されても、余程治水工事の達成速度を増やさない限り不可能ではなからうか。目標を高く掲げること自体は意味があるとしても、実行可能な計画の樹立が先行するべきであって、理念だけから規模を設定するべきではないと考える。

また下流域では河床掘削は実施しないとしているが、河道に堆積した多量の土砂を浚渫するだけで、目標とする河道分担当を実施できるのかにも疑問が残る。

3. 新規ダムについては、河川管理者の設定は、従来と同じ武田尾峡谷としているが、こ

の地区は H9 年の武庫川ダム環境アセスで流域住民より多くの反対意見が寄せられ、ダム建設計画がそれ以上進展しなくなった場所である。今回その時の問題点が明らかにされているにもかかわらず、こうした諸問題について河川管理者は、未だに真剣に取り組んでいない。自然環境や景観の問題について、県当局の検討は H.9 の環境アセスの時からあまり進んでいないように感じる。

現在、新河川法の制定以後は治水・利水・環境の 3 条件を基礎にして河川計画を検討するのを義務づけられており、更に最近は国交省の実施例でも明らかなように、戦略的環境アセスメントを実施する事が一般的原則になりつつある。(参考資料参照)

流域委員会では、環境 WG における武庫川及びその流域の自然環境や生態系についての検討結果(人と自然の博物館の環境専門家その他との会議結果)等によって、新規ダムを武田尾峡谷に建設する計画については、この戦略的環境アセスを既の実施したと考えているが、河川管理者はこの成果を整備計画の決定に先立って検討の上、採用すべきである。一級河川の揖保川・五ヶ瀬川(宮崎県)等では既にこうした経過を経て整備計画の策定に至っている。河川管理者は、環境についての検討が、工事実施基本計画の時とは全く違った重要な課題であることをよく考慮すべきである。(戦略的環境アセスメントの詳細については、下記ホームページを参照されたい。)

http://assess.eic.or.jp/houkokusyo/sea0008/chap_1.html

環境基本法による国家政策と河川への取り組み

環境基本法第 19 条

國は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

第 20 条（環境影響評価の推進）

國は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり予めその事業に係る環境への影響に自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

國の 1 級河川である兵庫県揖保川・三重県櫛田川・宮崎県五ヶ瀬川では何れも上記環境基本法に立脚した戦略的環境アセスメントを実施している

戦略的環境アセスメント(SEA)とは、「政策、計画、プログラム」を対象とする環境アセスメントである。事業に先立つ上位計画や政策などのレベルで、環境への配慮を意志決定に統合するための仕組みである。

(SEA の詳細は http://asses.eic.or.jp/houkokusyo/sea/chap_1.html 参照)